章	節	現行	改訂案
		第1章 独立行	で で で で は は で は で さ る 会 計 監 査 人 の 監 査 ( 基 本 的 な う る う う う う る う る う う 。 う る う う 。 う 。 う
1	4	第4節 リスク・アプローチに基づく監査の実施	第4節 リスク・アプローチに基づく監査の実施
		企業の会計監査においては、リスク・アプローチに基づく監査が実施されてい	企業の会計監査においては、リスク・アプローチ
		る。リスク・アプローチの考え方は、財務諸表に重要な虚偽の表示が行われる可	る。リスク・アプローチの考え方は、財務諸表に重
		能性の要因に着目し、その評価を通じて実施する監査手続やその実施の時期及び	能性の要因に着目し、その評価を通じて実施する監
		範囲を決定することにより、より効果的でかつ効率的な監査を実現しようとする	範囲を決定することにより、より効果的でかつ効率
		ものである。このような、効果的かつ効率的な監査の実施は、独立行政法人の会	ものである。このような、効果的かつ効率的な監査
		計監査においても当然に求められるところであり、独立行政法人の会計監査人	計監査においても当然に求められるところであり、
		は、リスク・アプローチに基づき、より効果的でかつ効率的な監査を実施するこ	は、リスク・アプローチに基づき、より効果的でかっ
		とが求められる。	とが求められる。
		なお、リスク・アプローチの基本的枠組みにおいては、監査上のリスクは、次	なお、リスク・アプローチの基本的枠組みにおい
		のリスクで構成される。	のリスクで構成される。
		① 監査リスク:監査人が、財務諸表等の重要な虚偽表示を看過して誤った意見	① 監査リスク:会計監査人が、財務諸表等の重要な
		を形成する可能性をいう。監査リスクは、重要な虚偽表示のリスクと発見リス	た意見を形成する可能性をいう。監査リスクは、
		クの二つから構成される。	見リスクの二つから構成される。
		② 重要な虚偽表示のリスク:監査が実施されていない状態で、財務諸表等に重	② 重要な虚偽表示のリスク:監査が実施されていな
		要な虚偽表示が存在するリスクをいう。	要な虚偽の表示が存在するリスクをいい、誤謬に
			と不正による重要な虚偽表示のリスクがある <del>う</del> 。
		③ 発見リスク:虚偽表示が存在し、その虚偽表示が個別に又は他の虚偽表示と	③ 発見リスク:虚偽 <u>の</u> 表示が存在し、その虚偽 <u>の</u> 表
		集計して重要になり得る場合に、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるため	表示と集計して重要になり得る場合に、監査リス
		に監査人が監査手続を実施してもなお発見できないリスクをいう。	るために会計監査人が監査手続を実施してもなお
		さらに、重要な虚偽表示のリスクはアサーション・レベルにおいて、以下の二	さらに、重要な虚偽表示のリスクは財務諸表等項
		つの要素で構成される。	   いて、以下の二つの要素で構成される。
		① 固有リスク:関連する内部統制が存在していないとの仮定の上で、取引種	① 固有リスク:関連する内部統制が存在していない
		類、勘定残高、開示等に係るアサーションに、個別に又は他の虚偽表示と集計	類、勘定残高及び注記事項、開示等に係る監査要
		すると重要となる虚偽表示が行われる可能性をいう。	は他の虚偽の表示と集計すると重要となる虚偽の
		② 統制リスク:取引種類、勘定残高又は開示等に係るアサーションで発生し、	j.
		個別に又は他の虚偽表示と集計すると重要となる虚偽表示が、独立行政法人の	② 統制リスク:取引種類、勘定残高及び注記事項 <del>メ</del>
		内部統制によって防止又は適時に発見・是正されないリスクをいう。	サーションで発生し、個別に又は他の虚偽の表示
			の表示が、独立行政法人の内部統制によって防止。
			いリスクをいう。
		リスク・アプローチに基づく監査の実施においては、監査リスクを合理的に低	
		い水準に抑えることが求められる。このため、独立行政法人の会計監査人は、財	リスク・アプローチに基づく監査の実施において
		務諸表等全体レベルとアサーション・レベルの重要な虚偽表示のリスクを評価す	い水準に抑えることが求められる。このため、独立
		ることにより、虚偽表示が行われる可能性に応じて、会計監査人が自ら行う監査	
		ることにより、虚偽衣小が11424で引用性に応して、云訂監査八が目の11 7監査	物館双寺王仲レ、ソレム <u>州物館衣寺頃日ナサーション</u>

:業の会計監査においては、リスク・アプローチに基づく監査が実施されてい リスク・アプローチの考え方は、財務諸表に重要な虚偽の表示が行われる可 この要因に着目し、その評価を通じて実施する監査手続やその実施の時期及び |を決定することにより、より効果的でかつ効率的な監査を実現しようとする である。このような、効果的かつ効率的な監査の実施は、独立行政法人の会 芸なおいても当然に求められるところであり、独立行政法人の会計監査人 リスク・アプローチに基づき、より効果的でかつ効率的な監査を実施するこ 求められる。

:お、リスク・アプローチの基本的枠組みにおいては、監査上のリスクは、次 スクで構成される。

- 監査リスク:会計監査人が、財務諸表等の重要な虚偽の表示を看過して誤っ :意見を形成する可能性をいう。監査リスクは、重要な虚偽表示のリスクと発 リスクの二つから構成される。
- 重要な虚偽表示のリスク:監査が実施されていない状態で、財務諸表等に重 『な虚偽の表示が存在するリスクをいい、誤謬による重要な虚偽表示のリスク 不正による重要な虚偽表示のリスクがあるう。
- 発見リスク:虚偽の表示が存在し、その虚偽の表示が個別に又は他の虚偽の お示と集計して重要になり得る場合に、監査リスクを合理的に低い水準に抑え っために会計監査人が監査手続を実施してもなお発見できないリスクをいう。

らに、重要な虚偽表示のリスクは<mark>財務諸表等項目アサーション・</mark>レベルにお 、以下の二つの要素で構成される。

- 固有リスク:関連する内部統制が存在していないとの仮定の上で、取引種 i、勘定残高及び注記事項<del>、開示等</del>に係る監査要点<del>アサーション</del>に、個別に又 :他の虚偽の表示と集計すると重要となる虚偽の表示が行われる可能性をい
- 統制リスク:取引種類、勘定残高及び注記事項<del>又は開示等</del>に係る監査要点<del>ア</del> <del>ーション</del>で発生し、個別に又は他の虚偽の表示と集計すると重要となる虚偽 表示が、独立行政法人の内部統制によって防止又は適時に発見・是正されな リスクをいう。

スク・アプローチに基づく監査の実施においては、監査リスクを合理的に低 :準に抑えることが求められる。このため、独立行政法人の会計監査人は、財 法等全体レベルと財務諸表等項目<del>アサーション・</del>レベルの重要な虚偽表示の

リスク・アプローチの基本的枠組みについ て、監査基準委員会報告書 200「財務諸表監査 における総括的な目的」(日本公認会計士協会) 等を踏まえた表現の修正を行った。

改訂理由

## (参考)監査基準委員会報告書 200「財務諸表監査におけ る総括的な目的し

《I 本報告書の範囲及び目的》

1~3 (略)

《4. 定義》

12. (1)~ (4) (略)

- (5) 「監査リスク」-監査人が、財務諸表の重要な虚偽表示 を看過して誤った意見を形成する可能性をいう。監査リ スクは、重要な虚偽表示リスクと発見リスクの二つから 構成される。
- (6)~ (9) (略)
- (10) 「重要な虚偽表示リスク」-監査が実施されていない状 態で、財務諸表に重要な虚偽表示が存在するリスクをい い、誤謬による重要な虚偽表示リスクと不正による重要 な虚偽表示リスクがある。アサーション・レベルにおい て、重要な虚偽表示リスクは以下の二つの要素で構成さ
- ① 固有リスクー関連する内部統制が存在していないとの仮 定の上で、取引種類、勘定残高及び注記事項に係るアサ ーションに、個別に又は他の虚偽表示と集計すると重要 となる虚偽表示が行われる可能性をいう。
- ② 統制リスクー取引種類、勘定残高及び注記事項に係るアサ ーションで発生し、個別に又は他の虚偽表示と集計する と重要となる虚偽表示が、企業の内部統制によって防止 又は適時に発見・是正されないリスクをいう。
- (11)~ (14) (略)
- (15) 「発見リスク」-虚偽表示が存在し、その虚偽表示が個 別に又は他の虚偽表示と集計して重要になり得る場合 に、監査リスクを許容可能な低い水準に抑えるために監 査人が監査手続を実施してもなお発見できないリスクを いう。

監査基準の改訂に関する意見書とあわせて 公表された監査基準(以下「監査基準」という。) を踏まえた修正を行った。

## (参考)監査基準の改訂について

- 二 主な改訂点とその考え方
- 1 (略)
- 2 リスク・アプローチの強化について
- (1) リスク・アプローチに基づく監査

リスク・アプローチに基づく監査は、重要な虚偽の表示が 生じる可能性が高い事項について重点的に監査の人員や 時間を充てることにより、監査を効果的かつ効率的に実施 できることから、平成3 (1991) 年の監査基準の改訂で採 用した。また、平成14(2002)年の監査基準の改訂で、固 有リスク、統制リスク、発見リスクという三つのリスク要 素と監査リスクの関係を明らかにし、リスク・アプローチ に基づく監査の仕組みをより一層明確にした。さらに、平

章 節	現行	<b>改訂案</b>	改訂理由
	手続やその実施の時期及び範囲を策定するための基礎となる発見リスクの水準を決定しなければならない。例えば、重要な虚偽表示のリスクが高いと判断したときは、自ら設定した合理的な監査リスクの水準が達成されるように発見リスクの水準を低く設定し、より詳細な監査手続を実施することが必要となる。また、重要な虚偽表示のリスクが低いと判断したときは、発見リスクを高めに設定し、適度な監査手続により合理的な監査リスクの水準が達成できることになる。このように、重要な虚偽表示のリスクの評価を通じて、発見リスクの水準が決定される。  リスク・アプローチに基づいて監査を実施するためには、会計監査人による各リスクの評価が決定的に重要となる。このため、独立行政法人の会計監査人は、独立行政法人の会計処理と関連を有する独立行政法人設立根拠法等の法令の規定に関する情報、独立行政法人の中期目標等、中期計画等及び年度計画等の計画に関する情報、独立行政法人の組織や人的構成、内部統制の機能その他の情報を入手することが必要となる。	リスクを評価することにより、虚偽の表示が行われる可能性に応じて、会計監査人が自ら行う監査手続やその実施の時期及び範囲を策定するための基礎となる発見リスクの水準を決定しなければならない。例えば、重要な虚偽表示のリスクが高いと判断したときは、自ら設定した合理的な監査リスクの水準が達成されるように、発見リスクの水準を低く設定し、より詳細な監査手続を実施することが必要となる。また、重要な虚偽表示のリスクが低いと判断したときは、発見リスクを高めに設定し、適度な監査手続により合理的な監査リスクの水準が達成できることになる。このように、重要な虚偽表示のリスクの評価を通じて、発見リスクの水準が決定される。 リスク・アプローチに基づいて監査を実施するためには、会計監査人による各リスクの評価が決定的に重要となる。このため、独立行政法人の会計監査人は、独立行政法人の会計処理と関連を有する独立行政法人設立根拠法等の法令の規定に関する情報、独立行政法人の中期目標等、中期計画等及び年度計画等の計画に関する情報、独立行政法人の組織や人的構成、内部統制の機能その他独立行政法人の業務	成17 (2005) 年の監査基準の改訂では、監査人の監査上の 判断が財務諸表の個々の項目に集中する傾向があり、経営 者の関与によりもたらされる重要な虚偽の表示を看過す る原因となることが指摘された。このため、「事業上のリス ク等を重視したリスク・アプローチ」を導入し、固有リス クと統制リスクを結合した「重要な虚偽表示のリスク」の 評価、「財務諸表全体」及び「財務諸表項目」の二つのレベ ルにおける評価等の考え方を導入した。 (略) なお、今回の改訂に係る部分を除いて、平成14 (2002) 年 及び平成17 (2005) 年の改訂における「監査基準の改訂に ついて」に記載されている <u>リスク・アプローチの概念や考</u> え方は踏襲されていることに留意が必要である。 (2)~(3) (略)
		<u>運営に関わる</u> の情報を入手することが必要となる。 <b>第2章 監査の前提条件</b>	
2 1	のである。会計監査人は、監査の効率化や監査リスクの判断に内部統制を活用するだけであって、内部統制の確立、維持は会計監査人の責務ではない。しかし、内部統制の有効性が監査の方法や結果に重要な影響を及ぼすことから、会計監査人は独立行政法人の内部統制に重大なる関心を持つことが必要であり、監査の過程で	だけであって、内部統制の確立、維持は会計監査人の責務ではない。しかし、内部	
	第6章	独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準	
6 4	第4節 実施基準 第1(略) 第2 監査計画の策定 1~3(略) 4 会計監査人は、財務諸表等項目に関連して暫定的に評価した重要な虚偽表示の リスクに対応する、内部統制の運用状況の評価手続及び発見リスクの水準に応じ た実証手続に係る監査計画を策定し、実施すべき監査手続、実施の時期及び範囲を 決定しなければならない。	たっては、固有リスク及び統制リスクを分けて評価しなければならない。固有リス	監査基準の改訂を踏まえた修正を行った。  (参考)監査基準 第三 実施基準 一(略) 二 監査計画の策定 1~3(略) 4 監査人は、財務諸表項目に関連した重要な虚偽表示のリスクの評価に当たっては、固有リスク及び統制リスクを分けて評価しなければならない。固有リスクについては、重要な虚偽の表示がもたらされる要因を勘案し、虚偽の表示が生じる可能性と当該虚偽の表示が生じた場合の影響を組み合わせて評価しなければならない。また、監査人は、財務諸表項目に関連して暫定的に評価した重要な虚偽表示のリスクに対応する、内部統制の運用状況の評価手続及び発見リスクの水準に応じた実証手続に係る監査計画を策定し、実施すべき監査手続、実施の時期及び範囲を決定しなければならない。 5 監査人は、虚偽の表示が生じる可能性と当該虚偽の表示が生じた場合の金額的及び質的影響の双方を考慮して、固有リスクが最も高い領域に存在すると評価した場合に

章	節	現行	改訂案	改訂理由
		5 会計監査人は、会計上の見積りや収益認識等の判断に関して財務諸表等に重要	5 会計監査人は、虚偽の表示が生じる可能性と当該虚偽の表示が生じた場合の金	は、そのリスクを特別な検討を必要とするリスクとして 取り扱わなければならない。特に、監査人は、会計上の
		な虚偽の表示をもたらす可能性のある事項、不正の疑いのある取引、特異な取引	額的及び質的影響の双方を考慮して、固有リスクが最も高い領域に存在すると評	見積りや収益認識等の判断に関して財務諸表に重要な虚
		等、特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、そのリスクに対応	価した場合には、そのリスクを特別な検討を必要とするリスクとして取り扱わな	偽の表示をもたらす可能性のある事項、不正の疑いのある取引、特異な取引等、特別な検討を必要とするリスク
		する監査手続に係る監査計画を策定しなければならない。	<u>ければならない。特に、</u> 会計監査人は、会計上の見積りや収益認識等の判断に関し	があると判断した場合には、そのリスクに対応する監査 手続に係る監査計画を策定しなければならない。
			て財務諸表等に重要な虚偽の表示をもたらす可能性のある事項、不正の疑いのあ	6~8 (略) 三 監査の実施
			る取引、特異な取引等、特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合に	1・2 (略)
			は、そのリスクに対応する監査手続に係る監査計画を策定しなければならない。	3 監査人は、特別な検討を必要とするリスクがあると判断し た場合には、それが財務諸表における重要な虚偽の表示
		6・7 (略)	6・7 (略)	をもたらしていないかを確かめるための実証手続を実施 し、また、内部統制の整備状況を調査し、必要に応じて、
		第3 監査の実施	第3 監査の実施	その運用状況の評価手続を実施しなければならない。 4 (略)
		1・2 (略)	1・2 (略)	5 監査人は、会計上の見積りの合理性を判断するために、経
		3 会計監査人は、特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、そ	3 会計監査人は、特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、そ	営者が行った見積りの方法 <u>(経営者が採用した手法並び</u> にそれに用いられた仮定及びデータを含む。)の評価、そ
		れが財務諸表等における重要な虚偽の表示をもたらしていないかを確かめるため	れが財務諸表等における重要な虚偽の表示をもたらしていないかを確かめるため	の見積りと監査人の行った見積りや実績との比較等により、十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。
		の実証手続を実施し、また、必要に応じて、内部統制の整備状況を調査し、その運	の実証手続を実施し、また、 <del>必要に応じて、</del> 内部統制の整備状況を調査し、 <u>必要に</u>	6~9 (略)
		用状況の評価手続を実施しなければならない。	<u>応じて、</u> その運用状況の評価手続を実施しなければならない。	
		4 (略)	4 (略)	
		5 会計監査人は、会計上の見積りの合理性を判断するために、独立行政法人の長		
		が行った見積りの方法の評価、その見積りと会計監査人の行った見積りや実績と		
		の比較等により、十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。	<u>た仮定及びデータを含む。)</u> の評価、その見積りと会計監査人の行った見積りや実	
			績との比較等により、十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。	
		$6 \sim 10$ (略)	$6 \sim 10$ (略)	
		第4 (略)	第4(略)	
6	5	第5節報告基準	第5節 報告基準	監査基準の改訂を踏まえた修正を行った。
		第1 (略)	第1(略)	(参考)監査基準 第四 報告基準
		第2 監査報告書の記載区分	第2 監査報告書の記載区分	- (略) 二 監査報告書の記載区分
		1 (略)	1 (略)	1 (略) 2 監査人は、次に掲げる事項を監査報告書に記載するに当た
		2 会計監査人は、財務諸表の記載について強調する必要がある事項及び説明を付		っては、別に区分を設けて、意見の表明とは明確に区別
		す必要がある事項を監査報告書に記載するに当たっては、別に区分を設けて、意見の表明しな問題に対していませんがならない。	<b>項及び説明を付す必要がある事項</b> を監査報告書に記載するに当たっては、別に区 (ハた訳はて、 帝月 (**) の末明 しは明確に区別し、かはたばからかい。	<u>しなければならない。</u> (1)・(2) (略)
		の表明とは明確に区別しなければならない。	分を設けて、意見 <u>等</u> の表明とは明確に区別しなければならない。	(3)監査した財務諸表を含む開示書類のうち当該財務諸表 と監査報告書とを除いた部分の記載内容(以下「その他
			(1) 監査した財務諸表等を含む開示書類(通則法第38条第1項に定める財務諸 表並びに同条第2項に定める事業報告書及び決算報告書並びに監査報告書)の	の記載内容」という。) に関する事項 (4) 財務諸表の記載について強調する必要がある事項及び
			表並いに同来第2項に足める事業報告書及の沃昇報告書並のに監査報告書)の うち当該財務諸表等と監査報告書とを除いた部分の記載内容(以下「その他の記	<u>説明を付す必要がある事項</u> 三~七(略)
			載内容」という。)に関する事項	八 その他の記載内容
			(2) 財務諸表の記載について強調する必要がある事項及び説明を付す必要がある	1 監査人は、その他の記載内容を通読し、当該その他の記載 内容と財務諸表又は監査人が監査の過程で得た知識との
			事項	間に重要な相違があるかどうかについて検討しなければ ならない。また、監査人は、通読及び検討に当たって、
		3・4 (略)	3・4 (略)	財務諸表や監査の過程で得た知識に関連しないその他の 記載内容についても、重要な誤りの兆候に注意を払わな
		第3~第5(略)	第3~第5(略)	ければならない。
		(新設)	第6 その他の記載内容	2 監査人は、その他の記載内容に関して、その範囲、経営者 及び監査役等の責任、監査人は意見を表明するものでは
		VICTOR ST.	1 会計監査人は、その他の記載内容を通読し、当該その他の記載内容と財務諸表	ない旨、監査人の責任及び報告すべき事項の有無並びに 報告すべき事項がある場合はその内容を監査報告書に記
			等又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか	載しなければならない。ただし、財務諸表に対する意見 を表明しない場合には記載しないものとする。
		<u> </u>	- 3 -	

	章	節	現行	改訂案	改訂理由
				について検討しなければならない。また、会計監査人は、通読及び検討に当たっ	九 追記情報 監査人は、次に掲げる強調すること又はその他説明すること
				て、財務諸表等や監査の過程で得た知識に関連しないその他の記載内容につい	が適当と判断した事項は、監査報告書にそれらを区分し
				ても、重要な誤りの兆候に注意を払わなければならない。	た上で、情報として追記するものとする。 
				2 会計監査人は、その他の記載内容に関して、その範囲、独立行政法人の長及び	(2)・(3)(略)
				監事の責任、会計監査人は意見等を表明するものではない旨、会計監査人の責任	
				及び報告すべき事項の有無並びに報告すべき事項がある場合はその内容を監査	
				報告書に記載しなければならない。ただし、意見等を表明しない場合には記載し	
				<u>ないものとする。</u>	
			第6 追記情報	第 <u>7</u> -6 追記情報	
			会計監査人は、次に掲げる強調すること又はその他説明することが適当と判断し	会計監査人は、次に掲げる強調すること又はその他説明することが適当と判断し	
•			た事項は、監査報告書にそれらを区分した上で、情報として追記するものとする。	た事項は、監査報告書にそれらを区分した上で、情報として追記するものとする。	
			(1) 正当な理由による会計方針の変更	(1)_ <del>正当な理由による</del> 会計方針の変更	
			(2) 重要な偶発事象	(2) 重要な偶発事象	
•			(3) 重要な後発事象	(3) 重要な後発事象	
			(4) 監査した財務諸表を含む開示書類における当該財務諸表の表示とその他の記	(4) 監査した財務諸表を含む開示書類における当該財務諸表の表示とその他の記	
			載内容との重要な相違	載内容との重要な相違	
			第7 利益処分案、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書に対す		
			る報告	第87 利益処分案、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書に対	
			1・2 (略)	する報告	
			第8 参考資料	1・2 (略)	
			(略)	第 <u>9</u> 8 参考資料	
				(略)	

以 上